

測量・建設コンサルタント等の
入札参加資格登録をされている皆様へ

平成31年4月
大阪府都市整備部

大阪府都市整備部低入札価格調査制度実施要領（測量・建設コンサルタント等業務版）及び低入札価格調査の失格となる判断基準の制定について

都市整備部では、測量・建設コンサルタント等業務において成果品の品質確保、適正な労働環境の確保の観点から低入札価格調査を実施するために「大阪府都市整備部低入札価格調査制度実施要領（測量・建設コンサルタント等業務版）」及び「低入札価格調査の失格となる判断基準（測量・建設コンサルタント等業務版）」を下記のとおり制定しましたので、お知らせします。

なお、詳細については、入札公告で確認してください。

記

1. 主な調査内容について

入札参加者の入札した価格で業務履行が可能であるか、直接人件費、直接経費、諸経費等について入札価格の内訳書の提出を求め、各費目別に履行体制、配置技術者の手持ち業務の状況、過去の同種業務の履行実績等の面から、計数的な根拠のある合理的かつ現実的な内容となっているかを調査します。

2. 調査方法について

調査については、次の2段階で実施します。

(1) 形式審査

調査の迅速化を確保するため、調査資料が全て整っているかを確認します。

(2) 詳細調査

形式審査において、調査資料が全て整っていることが確認された場合、内容審査等の詳細調査を実施します。

3. 意向確認書の導入について

調査期間の短縮のため「意向確認書」を入札時に提出していただきます。

4. その他

(1) 平成31年4月15日以降の公告案件より適用します。

(3) 低入札価格調査を経て契約した案件は、品質確保の観点から契約者の全額負担において第三者による照査を実施するものとします。